

# R7 環境直払 取組上の留意点及び証拠書類作成時の注意点について

## 1. 堆肥の施用について

### (1) 取組上の留意点

①主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用してください。

申請パターン	令和6年度	令和7年度
通常		堆肥散布→ 特別栽培
		特別栽培→ 堆肥散布
年度またぎ	堆肥散布→	特別栽培

申請パターン	施用後作物	施用量 (10aあたり)	単価 (10aあたり)
通常	水稻	400kg 以上	3,600 円
	水稻以外	800kg 以上	
年度またぎ	水稻	400kg 以上 (堆肥の現物窒素含有率 0.8%以上)	1,800 円
		800kg 以上 (堆肥の現物窒素含有率 0.8%未満)	3,600 円
	水稻以外	1,200kg 以上	

②C/N 比 10 以上の腐熟したもので、成分が証明されたものを使用してください（原材料中の鶏糞割合が 5 割以上の堆肥、成分証明のない堆肥は対象外）。

③土壌診断を実施した上で、肥効率を考慮した堆肥由来の窒素分量が原則県の施肥基準等を上回らないように施用してください。

※施肥基準を上回った場合は、施肥管理計画を作成していただきます（別途提出を依頼します）。

④主作物が水稻の場合で、令和7年度に堆肥を施用している場合（通常の申請パターン）は、メタン対策として長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度又は当年度の秋耕、前年度又は当年度の稲わら腐熟促進資材の施用のいずれか 1 つ以上を実施してください。※留意点等は「6. メタン対策」でご確認ください。

### (2) 証拠書類作成時の注意点

①堆肥の購入伝票等の写し

入手又は製造した堆肥の量を確認できる書類をご用意ください。

### 購入堆肥を施用した場合

- 参考様式（鶴）第2-1号、第2-2号を参考に、堆肥の量が記載された販売証明書を作成を購入先に依頼してください。必要事項の記載があれば、購入先が発行する定型様式でも構いません。

### 無償譲渡堆肥を施用した場合

- 参考様式（鶴）第2-3号を参考に、堆肥の量が記載された納品書の作成を無償譲渡元に依頼してください。必要事項の記載があれば、無償譲渡元が発行する定型様式でも構いません。

### 自給堆肥を施用した場合

- 参考様式（鶴）第2-4号を参考に、自給堆肥製造記録を作成してください。
- 堆肥の製造状況を撮影し、写真を自給堆肥製造記録に添付してください。

<撮影例>



## ② 土壌診断結果書類の写し

原則、毎年度堆肥施用前に土壌分析・診断を実施してください。なお、土壌の母材、管理、作物の収量が同程度の場合は、代表的なほ場1か所の診断で構いません。

## ③ 堆肥散布証明書

ほ場ごとの10aあたりの散布量、散布月日、散布量の根拠（散布内容とその基準）を確認できる書類をご用意ください。

### 堆肥散布を依頼した場合

- 参考様式（鶴）第2-6号を参考に、堆肥散布証明書の作成を堆肥散布者に依頼してください。必要事項の記載があれば、堆肥散布者の発行する定型様式でも構いません。

### 自己散布をした場合

- 参考様式（鶴）第2-7号を参考に、運搬作業記録及び散布作業記録を作成してください。
- ほ場ごとに散布後の状況を撮影し、写真を散布作業記録に添付してください。なお、天候等により、散布後の堆肥の確認が困難な場合は、散布機械及び堆肥が写るように撮影してください。

<撮影例>



散布証明、散布作業記録 記入例

No.	地名地番	面積 (㎡)	散布量 (kg)	kg/10a	散布月日	散布内容
1	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(1)	2,000	1,000	500	11/15	ダンプ1/2台
2	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(2)	2,000	1,000	500	11/15	ダンプ1/2台
3	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(3)	3,000	1,500	500	11/15	バケツ6杯
合計		7,000	3,500	500		

【散布内容の基準】 例：トラック1台=3㎡ 比重：500kg/㎡

ダンプ1台=4㎡、バックホーバケツ1杯=0.5㎡  
堆肥比重 500kg/㎡

この部分が  
散布量の根拠となる

※堆肥比重が不明な場合は、500kg/㎡（平均的な比重）として算出してください。

※500kg以上/㎡の堆肥で散布量を算出する場合は、下記の手順を参考に、比重の根拠資料（計測中の写真等）を作成してください。

参 考 堆肥比重の計測方法

①空バケツ (7.5ℓ) = 0.3 kg



②空バケツ + 堆肥 7.5ℓ = 6.8 kg



③堆肥重量 (7.5ℓ) = ②6.8 kg - ①0.3 kg = 6.5 kg

④堆肥比重 (1㎡) = ③6.5 kg ÷ 7.5ℓ × 1000 = 866 kg

※1㎡=1000ℓのため、1000を乗じます。

## 2. 緑肥の施用（カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培）

### （1）取組上の留意点

申請パターン		令和6年度	令和7年度
通常	カバークロップ		緑肥栽培 → 特別栽培
	リビングマルチ 草生栽培		特別栽培 → 緑肥栽培
年度またぎ	カバークロップ	緑肥栽培 →	特別栽培
	リビングマルチ 草生栽培		緑肥栽培 特別栽培

- ①効果の発現を確実に期待できる量※以上に播種してください。  
 ※種苗メーカーのカタログや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量を播種することが必要ですが、**効果の発現を確実に期待できれば標準播種量の8割とすることもできます。**
- ②適正な栽培管理※を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元してください。  
 ※カバークロップの栽培期間は次の期間を確保することが必要ですが、カタログや栽培技術指針等で、この栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることもできます。  
 ○春夏播き：概ね2ヶ月以上（＝48日以上）  
 ○秋冬播き：概ね4ヶ月以上（＝96日以上）
- ③**主作物が水稻の場合で、令和7年度に緑肥を作付けしている場合（通常の申請パターン）は、メタン対策として長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度又は当年度の秋耕、前年度又は当年度の稲わら腐熟促進資材の施用のいずれか1つ以上を実施してください。※留意点等は「6. メタン対策」でご確認ください。**

### （2）証拠書類作成時の注意点

- ①種子の購入伝票等の写し  
 購入量を確認できる書類をご用意ください。
- ②カタログ等の写し  
 標準的な播種量を証明する書類をご用意ください。
- ③作業日誌等、状況写真  
 ほ場ごとに播種日、すきこみ日等を記録した作業日誌等をご用意ください。また、ほ場ごとに緑肥の生育状況、農地還元（すきこみ）後の状況を撮影し、写真を作業日誌等に添付してください。写真は、同一ほ場であることを確認できるよう背景を入れ、同じ位置・方向から撮影してください。

### 3. 炭の投入

#### (1) 取組上の留意点

- ①主作物の栽培期間の前後のいずれかに炭を **50 kg/10 a 以上** (もみ殻くん炭は **50 kg 又は 500L/10 a 以上**) ほ場に施用してください。雪上施用も可能ですが、ほ場全面に炭を施用してください。育苗での使用は対象外です。

申請パターン	令和6年度	令和7年度
通常		炭投入→ 特別栽培
		特別栽培→ 炭投入
年度またぎ	炭投入→	特別栽培

- ②自家製炭の場合は、**原料が農業又は林業を営む上で排出されたもの、かつ木竹由来、草本由来、もみ殻・稲わら由来又は木の実由来であり、市販の炭化装置により販売元の示す炭化方法に従って十分に炭化したものを使用してください。自作の炭化装置を使用した場合は対象外となります。**

#### (2) 証拠書類作成時の注意点

##### ①〈購入炭〉炭の購入伝票等の写し

購入量の記載があり、全量を確認できる書類をご用意ください。

個人売買等で全量を確認できる書類がない場合は、写真を証拠書類としますので、次のとおり撮影してください。

ア) 袋売りの場合：袋の全量を確認できる写真

イ) バラ売りの場合：トラック荷台の積載量を検測し、容量を確認できる写真

※全量がトラック複数台分の場合は、複数台分全て撮影してください。

<撮影例>



##### ②〈購入炭〉資材証明書又は資材の原料表示の写し

塗料、接着剤等農地に不適切なものが含まれていないことを確認できる書類をご用意ください (カタログやパッケージの写しでも可)。

##### ③〈自家製炭〉販売元の示す炭化方法を確認できる書類

炭化方法を確認できる説明書等をご用意ください。

##### ④〈自家製炭〉炭製造作業記録、炭製造状況の写真

参考様式(鶴)第4-2号を参考に、炭化装置、製造量、原材料、作業日時を記録した書類を作成し、製造状況がわかる写真を添付してください。

### ⑤炭投入作業記録

以下の記入例や参考様式（鶴）第4－3号を参考に、ほ場ごとの10aあたりの投入量、投入月日、投入量の根拠（投入内容とその基準）を確認できる書類を作成してください。投入量とその根拠が不明な場合は対象外となります。

※もみ殻くん炭以外を投入した場合で炭の重量（比重）が不明は、堆肥の例を参考に、比重の根拠資料を作成してください。

#### 炭の重量（容量）が判断できる袋等で購入した場合

No.	地名地番	面積 (㎡)	投入量 (kg・ℓ)	kg・ℓ /10a	投入月日	投入内容
1	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(1)	2,000	100 kg	50	11/15	100 ℓ袋 × 10
2	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(2)	2,000	100 kg	50	11/15	100 ℓ袋 × 10
3	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(3)	3,000	150 kg	50	11/15	100 ℓ袋 × 15
合計		7,000	350 kg	50		

#### 【投入内容の基準】

100ℓ袋 (10 kg)

この部分が投入量の根拠となる

#### トラックの荷台等により容量を計算し購入した場合

No.	地名地番	面積 (㎡)	投入量 (kg・ℓ)	kg・ℓ /10a	投入月日	投入内容
1	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(1)	2,000	118 kg	59	11/15	軽トラック 1.5 台
2	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(2)	2,000	118 kg	59	11/15	軽トラック 1.5 台
3	〇〇字〇〇 〇〇-〇-(3)	3,000	158 kg	52	11/15	軽トラック 2 台
合計		7,000	394 kg	56		

#### 【投入内容の基準】

軽トラック1台 = 幅 141 × 縦 194 × 高さ 29cm = 793,266 cm<sup>3</sup> = 0.79 m<sup>3</sup>  
炭比重 100 kg / m<sup>3</sup>

この部分が投入量の根拠となる

### ⑥状況写真（炭投入作業中の写真（代表的なほ場1か所分）、炭投入後の写真）

○投入作業中の写真は、散布機械、炭を入れて撮影してください。

<撮影例>



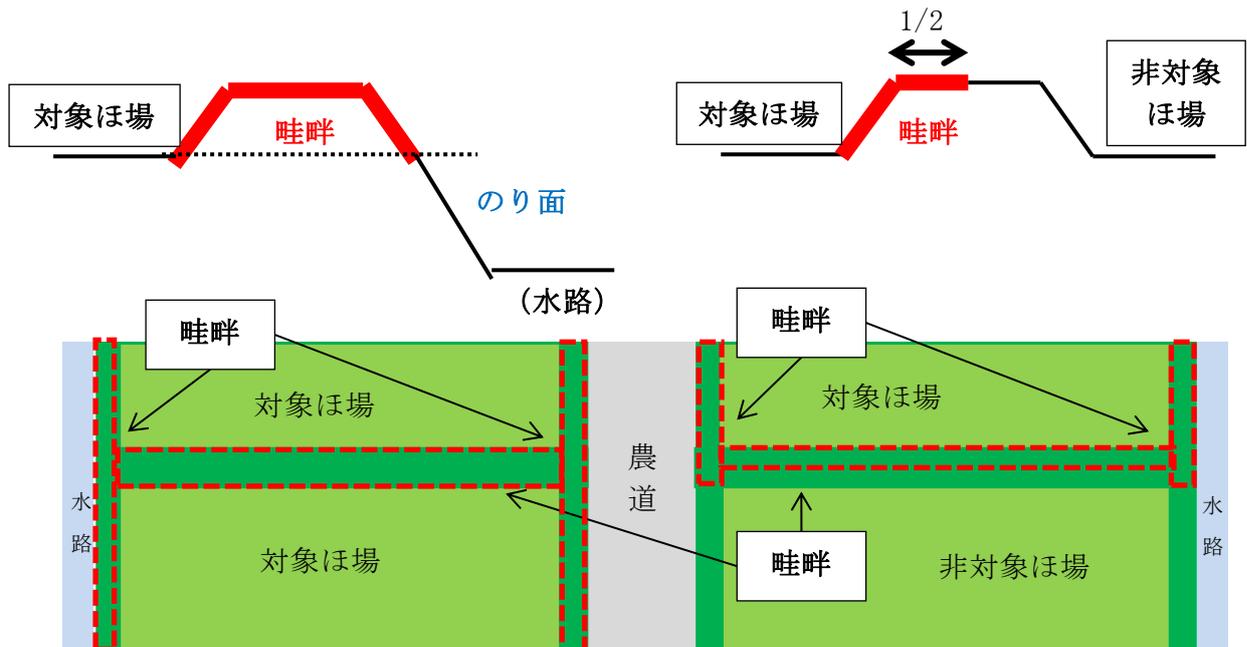
○炭投入後の写真は、天候等により投入後の炭の確認が困難な場合は、申請ほ場すべての投入作業中の写真に替えても構いません。

## 4. 総合防除（令和6年度までのIPM）

### （1）取組上の留意点

#### ①主作物が水稲の場合（除草剤を使用しない畦畔の雑草管理）

ア）水稲生育期間中に、畦畔除草を効果の発現が期待できる回数（3回程度）実施してください。また、畦畔除草は次の範囲を行ってください。



イ）メタン対策として長期中干し、前年度の湛水不実施、前年度又は当年度の秋耕、前年度又は当年度の稲わら腐熟促進資材の施用のいずれか1つ以上を実施してください。※留意点等は「6. メタン対策」でご確認ください。

#### ②主作物が水稲以外の場合（交信かく乱剤、天敵温存植物、天敵等生物農薬の利用）

ア）県がIPM実践指標を策定している次の作物が対象になります。

- ・「化学合成農薬に頼らない総合防除技術（果樹）」<りんご、日本なし、西洋なし、もも、すもも、かき>（平成26年2月山形県農林水産部農業技術環境課）
- ・「化学合成農薬に頼らない総合防除技術（野菜）」<トマト>（平成27年2月山形県農林水産部農業技術環境課）

イ）天敵等生物農薬については、有機農産物の日本農林規格表B.1に掲げられた農薬をほ場で利用してください。規格に該当しない農薬や種子、種苗のみでの利用は対象外となります。

## (2) 証拠書類作成時の注意点

### ①山形県IPM実践指標

6割以上の項目を実践し、記入したものをご用意ください。

### ②〈水稲以外〉資材の購入伝票等の写し

購入量を確認できる書類をご用意ください。

### ③〈水稲以外〉資材証明書等の写し

利用した資材に合わせて、次のとおりをご用意ください。

ア) 交信かく乱剤：適切な設置本数がわかるカタログ等

イ) 天敵温存植物：利用する技術が記載されたマニュアルや技術指針等

ウ) 天敵等生物農薬：有機農産物の日本農林規格表 B.1 の基準を満たすことを証明する書類（登録認証機関や有機 JAS 資材評価協議会が評価・公表したリストに掲載されている資材は、その掲載ページ及び袋、購入伝票の写しでも可）

### ④作業日誌等

参考様式（鶴）第5-3号を参考に、次の事項をほ場ごとに記載してください。

ア) 水 稲：畦畔除草の実施日、メタン対策の内容（取組、実施時期、稲わら腐熟促進資材の10aあたりの施用量）

イ) 水稲以外：資材等の名称、使用時期

### 記入例

(注) 取組内容：ア. 畦畔雑草管理、イ. 交信かく乱剤、ウ. 天敵温存植物、エ. 天敵等生物農薬

No.	ほ場		取組内容	取組実施日			備考 (アのメタン対策、イ・エの使用資材、ウの品種)
	地名地番	面積(m <sup>2</sup> )		(ウは①に導入開始日、②に導入終了日を記入)			
				①	②	③	
1	〇〇〇 〇〇-〇-(1)	3,000	ア	6月15日	7月20日	9月10日	秋耕(R6.10.1)
2	〇〇〇 〇〇-〇-(2)	3,000	ウ	5月20日	6月30日		ソルゴー
3	〇〇〇 〇〇-〇-(3)	3,000	エ	7月15日			BT水和剤
4	〇〇〇 〇〇-〇-(4)	3,000	ア	6月15日	7月20日	9月10日	稲わら腐熟促進資材の施用 (R6.10.15、15 kg/10a)

### ⑤状況写真

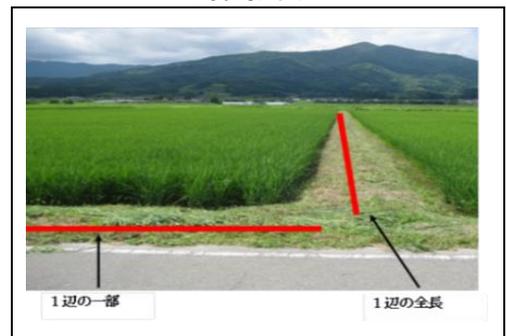
〈水稲〉畦畔除草完了後の写真、〈交信かく乱剤〉設置状況の写真

〈天敵温存植物〉利用状況の写真、〈天敵等生物農薬〉散布状況の写真

○複数回実施するものは、同一ほ場であることを確認できるよう背景を入れ、全て同じ位置・方向から撮影してください。

○畦畔除草は水稲生育期間中に実施が要件のため、最終の除草は稲刈り前に撮影してください。

＜撮影例＞



## 5. 有機農業

### (1) 取組上の留意点

- ①有機 JAS 認証を取得していない場合は、有機 JAS 認証と同程度の資材証明が必要になり、抽出による現地確認の対象になります。
- ②転換期間中は1回に限り交付の対象になります。転換後も継続して有機農業に取り組んでいただくことを前提としていますので、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。

#### 加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）について

- 主作物がそば等雑穀、飼料作物以外の場合で、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入を同一要件で実施することに加え、土壌診断が必須になります（水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目）。
- 堆肥の施用又は緑肥の施用で主作物が水稻の場合は、メタン対策も必要です。ただし、稲わら腐熟促進資材の施用は実施できません。

#### 取組拡大加算について

- 新たに有機農業を開始し、指導を受ける同一団体内の農業者につき1回・初年度のみ、拡大した面積に応じて加算されます。
- 指導を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、当年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外）を実施する必要があります。
- 新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属している場合は対象になりません。

### (2) 証拠書類作成時の注意点

- ①〈有機 JAS 認証なし〉農場管理シート・現地確認チェックリスト  
現地確認が行われなかった場合は、現地確認チェックリストの上段にある「抽出検査の対象外のため、以下を省略する」にチェックしてください。
- ②〈有機 JAS 認証なし〉資材証明書等の写し  
購入、譲受、自己製造いずれの場合でも、原材料と製造工程の記載が必要です。  
なお、登録認証機関や有機 JAS 資材評価協議会が評価・公表したリストに掲載されている資材は、その掲載ページ及び袋、購入伝票の写しでも構いません。

#### 加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）について

- 堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入と同様の証拠書類を作成してください。なお、生産記録は加算措置用のものを使用してください。
- 必ず土壌診断を実施してください。なお、土壌の母材、管理、作物の収量が同程度の場合は、代表的なほ場1か所の診断で構いません。

#### 取組拡大加算について

- 指導を受けた日付、指導内容のわかるものをご用意ください。

## 6. メタン対策

### (1) 取組上の留意点

- 長期中干しは、連続して 14 日以上行ってください（**溝切りの実施は任意**）。降雨や過度な乾燥を防ぐためにやむを得ず行った差し水であれば、中干しが継続しているものとみなします。**※他の対策に取り組めない事情があり、リスクに対して自己の責任において対処できる場合のみ実施**してください。
- 前年度の秋耕は、湛水 4 か月以上前に耕うんを実施してください。
- 前年度の稲わら腐熟促進資材の施用は、石灰窒素を 10～20 kg/10a となるよう、稲刈り後 10 月末までに散布してください。**なお、有機農業の加算措置に取り組む場合は実施できません。**

#### 令和 7 年度のみ対応

- 秋耕及び稲わら腐熟促進資材の施用は、当年度の実施でも対象となるとともに、当該実施分を令和 8 年度のメタン対策として扱うことができます。
- 同一ほ場で令和 6 年度に実施した秋耕、もしくは水稲 I P M + 畦畔除草・秋耕又は稲わら腐熟促進資材の施用は、令和 7 年度のメタン対策として取り扱うことができます（証拠書類も流用可能です）。
- 令和 6 年度からの年度またぎの場合はメタン対策を実施しなくとも交付対象になります。ただし、取組を継続する場合は、令和 8 年度の交付分について年度またぎかどうかにかかわらずメタン対策が必要になるため、令和 7 年度中の秋耕や稲わら腐熟促進資材の施用をご検討ください。

年度またぎで堆肥の施用と秋耕に取り組む場合の例

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	交付年度
<b>堆肥施用</b> →	<b>特別栽培</b>		R7 (年度またぎ)
	<b>堆肥施用</b> → <b>秋耕</b> →	<b>特別栽培</b>	R8※ (年度またぎ)
	<b>秋耕</b> →	<b>特別栽培</b> → <b>堆肥施用</b>	R8

※令和 7 年度交付分について令和 6 年度からの年度またぎで取り組んでいる場合、このパターンのように令和 7 年度中に対象取組（堆肥の施用）及びメタン対策（秋耕）を実施し、それらを令和 7 年度交付分の取組として扱うことにより、令和 7 年度交付分の取組を令和 6 年度からの年度またぎの取組から令和 7 年度内の取組に変更することは原則できません（逆に、令和 7 年度内に対象取組及びメタン対策を実施できず、令和 7 年度交付分の取組を令和 7 年度内の取組から令和 6 年度からの年度またぎの取組に変更する場合も同様です）。もし、これらの変更が必要になった場合は、必ず各庁舎の担当者にご相談ください。

## (2) 証拠書類作成時の注意点

### ① 作業日誌等・状況写真

- 参考様式(鶴)第7号を参考に、次の事項が記載された作業日誌等、状況写真をご用意ください。なお、対象取組の提出書類(作業記録、作業日誌等)に次の事項が記載されている場合は不要です(写真のみをご用意ください)。

対策内容	作業日誌等	状況写真
長期中干し	実施期間のわかる書類	開始日(排水後)、終了日(入水前)
前年度湛水の不実施	前年度の作付品目がわかる書類	水張りをしていないことがわかる写真
秋耕	実施日のわかる書類	作業完了後
稲わら腐熟促進資材の施用	散布日、石灰窒素の10aあたり散布量のわかる書類	資材の散布状況

- 写真は、対象取組と同一ほ場であることを確認できるように背景を入れ、対象取組の写真と同じ位置・方向から撮影してください。同じ位置・方向からの撮影が困難で別位置、別方向で撮影した場合は、図面に撮影位置と撮影方向を示し、同一ほ場であることを確認できるようにしてください。

また、稲わら腐熟促進資材の散布状況写真は、散布機械・散布資材が写るように撮影してください。撮影者がいない等で散布状況の写真撮影が困難な場合は、散布ほ場と散布機械・散布資材が写るように撮影したものでも結構です。

<撮影例>  
秋耕の場合



<撮影例>  
稲わら腐熟促進資材の場合



### ② <稲わら腐熟促進資材> 購入伝票等の写し、カタログ等の写し

稲わら腐熟促進資材の施用は、購入量を確認できる購入伝票等の写しと石灰窒素(窒素約20%、アルカリ分約55%)の含有量を確認できるカタログ等の写しをご用意ください。

カタログの記載例と石灰窒素の含有量

製品	成分	石灰窒素含有量
石灰窒素(JA系統)	窒素20%、アルカリ分55%	100%
石灰窒素(デンカ(株))	窒素20%、アルカリ分55%	100%
地力上げ隊(JA系統)	窒素10%、アルカリ分25%	50%